

松江市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年3月28日付け松江市監査委員告示第3号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長及び松江市水道事業管理者から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成19年8月2日

松江市監査委員 小松原 操  
 松江市監査委員 伊原 正人  
 松江市監査委員 田村 昌平

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 道路事業との作業区分について                      尾原受水関連事業 市道菅田北陵線配水管布設及び布設替工事                      道路工事により路床面まで掘削された後、水道管を埋設する工事である。しかし、道路工事が遅れたため、路床面まで掘削されていない状況で水道管の埋設工事が行なわれた。このため、本来であれば必要でない掘削工事を行い、工事費増となっている。また、このような事態を回避するための発注者間の協議も文書として残されていない。                      （水道局 建設課）</p> <p>(2) 出来映えを考慮した設計施工について                      川原農道整備工事                      橋梁を含む農道を整備する工事である。この工事は、過年度に計画設計されたもので、その一部として橋梁が施工されている。この橋梁の一部分が曲線区間にある。設計どおり忠実に施工されているが、視覚上、奇異な感じを受ける。このような特殊な場合は、特に慎重な設計と施工監理が望まれる。                      （農林課）</p> <p>(3) 路床改良厚の変更に伴う設計変更について                      市道八幡西尾線舗装改良工事                      路床改良を行い、舗装を改良する工事である。工事の実施に先立ち、路床の CBR調査を行ったところ、一部において設計した CBRと違っていたため、改良する路床厚の変更を指示して工事を行った。                      しかしながら、これが工事費の積算に反映されていなかった。                      （管理課）</p> <p>(4) レベリング舗装厚の算出について</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1) 今後工事内容の変更については、工事打合せ簿・協議書等にて文書を残すよう改善します。                      （水道局 建設課）</p> <p>(2) 通常の農道整備事業においては、曲線区間を含む橋梁や斜橋等の施工事例は非常に稀なため、担当課の経験が不足しており、今回も設計図書どおりに施工しましたが、指摘を受けた視覚上の違和感については、事前に予見することは困難でした。                      今後は、従来から培ってきた知見に加え、今回の貴重な経験を活かし、特殊事例に対しても柔軟に対応できるよう、より一層慎重な設計と施工監理に努めます。                      （農林課）</p> <p>(3) 業務改善を行い、副担当を設け、適切な事務の執行を行うよう改善しています。                      （管理課）</p> <p>(4) 工事監査で指摘があったとおり、本工事にお</p>

<p>市道大正町西津田線歩道整備工事 道路面の凹凸を修正し、歩道を整備する工事である。この凹凸面を修正するためのアスファルト合材量の算定に誤りがある。 単純な計算ミスであるが、この工事にとっては重要な計算であり、注意が必要である。 (土木課)</p> <p>(5) 変更理由の明確化について 古志原七丁目管渠その2工事 下水管渠の新設工事である。この工事の一部としてポンプを設置するマンホールを施工している。これを施工するにあたり、現地の状況が当初想定していた土質条件と違っていたとして、あらたに家屋調査費を計上している。 (下水道工務課)</p>	<p>いて舗装復旧(レベリング)厚の算定・設計反映について、本来ならば体積÷面積とすべきところを誤って舗装の総厚÷検測箇所数で計算していました。 この指摘を受けて、適正に再計算を行った結果、設計書記載の数値を満足していることが別紙の通り確認できました。 今後は、このような単純な計算ミスが発生しないよう、十分に注意を払うように努めます。 (土木課) 別紙については、掲載を省略しています。</p> <p>(5) 変更理由については、記載内容・書式の統一を図り、設計変更に係る現状・協議経過・措置等の具体的および、客観的理由が明確に分かる資料整理を行うよう改善します。 〔記載内容項目〕 当初設計の考え方 変更の理由 変更の内容 変更金額 その他特に記述すべき事項 〔書式〕 松江市統一書式(建設工事監理室備付) (下水道工務課)</p>
<p>2 建築工事</p> <p>(1) 設計図記載内容の確認について 菅田地区納骨堂及び休憩所建設工事(建築主体) 地盤からの熱損失を防ぐため、土間コンクリート下面に断熱材を敷きこみ、更に断熱効果を高めるため土間コンクリートと地中梁の接点から地中梁の側面に沿って下部へ断熱材を張付ける工法が一般的に行なわれており、本工事においても、同様の仕様により工事を行なうこととして積算等を行なっていたが、地中梁側面の断熱材張付けが施工されていなかった。 設計図の審査にあたり、地中梁側面への断熱材の張付けが図示されているかを確認しておれば、現在のコンクリート土間下面断熱材敷きよりも更に断熱効果が高く得られたものと考えられる。 (管理課)</p> <p>(2) 請負業者が提出する試験報告書等の提出者について 菅田地区納骨堂及び休憩所建設工事(建築主体) 載荷試験報告書が下請業者名で提出されており、工事請負業者名は記載されていなかった。 工事施工に関する責任は一切工事請負業者であり、工事請負業者名で提出されるべきである。このような場合は受理せずに、工事請負業者が</p>	<p>2 建築工事</p> <p>(1) 成果品受取の際並びに工事発注前チェックの際に、積算根拠と設計図書間の補完性の確認に細心の注意を払い、更に工事監理の際にも設計図と工事内訳書による現場チェックの拡充を図っていくことで、今後、今回のような事態が発生しないよう改善に努めていきます。 (管理課)</p> <p>(2) 今回の載荷試験報告書は、下請業者から工事請負業者に提出され、その報告書に工事打合簿(様式24号)を添付のうえ工事請負業者から発注者(松江市)に提出されています。しかし、報告書自体に工事請負業者名の記載がされていないことに対してのご指摘であると思います。今後は、工事請負契約約款の基本に立ち返り、発注者と請負者双方の責任について再認識を深めるよう努力すると共に、工事監理における請</p>

ら提出するよう指導されたい。  
(管理課)

- (3) 外注図面の審査について  
市民活動センター整備(建築)工事  
本工事は外注設計による工事であるが、設計図の縮尺が細か過ぎるため、内容が不明確で判断が困難な箇所が見受けられた。  
設計審査にあたっては、細部が明確に判断できる設計図を提出するよう指導されたい。  
(市民活動推進課)
- (4) 特定メーカー機材の1社指定について  
秋鹿小学校バリアフリー化改修工事  
屋外プレハブ物置について、出入口戸の取手金物は棒状のものが使い易いということから、出入口戸に棒状取手を取り付けた物置を製造している某社の製品のみ1社を指定しているが、出入口戸に棒状取手を取り付けた物置は他社で製造している可能性もあり、1社指定しなければならない理由はない。  
機材のある部分が優れている等のため、その機材を製造する1社のみを指定することは避けて、求める品質等を仕様で指定する「仕様指定」が好ましい。  
(教育総務課)

負業者の履行報告責任についても指導徹底を図っていきます。  
(管理課)

- (3) 本工事設計図の縮尺は図面種類としては適正ではあるものの、設計図の目的・必要性から考えると内容が不明確で判断が困難な箇所も見受けられたことを反省し、今後の設計図作成においては設計意図が工事請負者等に的確に伝達できるよう設計図の縮尺を上げ、より詳細な図面作成に努めていきます。  
また、設計委託を行う物件すべてにおいて、中間協議により、積算も含めより慎重に設計図の審査指導を実施するよう改善を図っていきます。  
(市民活動推進課)
- (4) 今後、設計で特別な品質等を求める場合は、1社指定とせず「仕様指定」にするようにします。  
(教育総務課)